

2022年度前期分 高等教育修学支援新制度による授業料減免継続 **A様式2**申請期間

日本学生支援機構給付奨学生は、採用された区分に応じて授業料が減免されます（第Ⅰ区分＝授業料全額免除，第Ⅱ区分＝授業料2/3免除，第Ⅲ区分＝授業料1/3免除）。2022年度前期の授業料減免継続を希望する学生は、**A様式2**を愛媛大学ホームページからダウンロードし、**A4印刷**して以下の申請期間内に必ず提出してください。

< A様式2の申請期間 >

受付日	受付時間	受付場所
1月11日（火）～3月31日（木） 土日祝日除く	8:30～11:30 13:30～17:00 厳守	・学生生活支援課授業料免除窓口 （図書館1階西） ・医学部：学務課学生生活チーム ・農学部：事務課学務チーム

申請書は、**窓口または郵送**で受付します。窓口に提出する場合は、受付期間内に持参してください。郵送の場合下記宛先に**レターパックライト**で送付してください。

※ 窓口の場合は、**3月31日（木）17:00厳守**になります。

※ 郵送の場合は、**3月31日（木）必着**で送付してください。

< 送付先 >

【城北地区学部生】〒790-8577 松山市文京町3番

愛媛大学 教育学生支援部 学生生活支援課 学生生活支援チーム
※レターパックライトの品名欄に「**A様式在中**」と記入してください。

【医学部】〒791-0295 東温市志津川454 愛媛大学医学部学務課 学生生活チーム

【農学部】〒790-8566 松山市樽味3丁目5番7号 愛媛大学農学部事務課 学務チーム

注) 医学部及び農学部の学生は各学部提出してください。（窓口提出の場合のみ城北提出可。）

(注意事項)

- 令和4年4月現在（学年は新学年）で記入してください。
- 2022年前期に給付奨学金の受給資格があることが前提となります。家計審査及び学力審査の結果、給付奨学生としての基準を満たさない場合は、高等教育修学支援新制度の授業料減免を受けることはできません。「休停止中」となっている場合も提出してください。（学力審査で「廃止」となった者は提出不要です。なお、今後の授業料減免は受けられません。）
- 期限までに提出がない場合、授業料減免の認定が受けられません。
- 2022年度前期分授業料減免結果通知書は8月郵送予定です。結果通知書に従って納付してください。
- 【任意】2019年度以前入学の学部生は経過措置申請が可能です。申請を希望される方は申請期間（愛媛大学ホームページに2月頃掲載予定。）を確認し、書類を揃えて提出してください。
なお、日本学生支援機構給付奨学金に申請していることが前提となります。